
令和2年度

川口市青少年問題協議会

大人が変われば

子どもも変わる

1	報告事項	ページ
(1)	川口市青少年問題協議会について	1
(2)	川口市の青少年対策について	6
	ア 令和2年度青少年対策室事業の事業状況	7
	イ 令和2年度事業の概要と課題	8
	ウ 令和3年度青少年対策室事業予定	12
	エ 令和3年度子ども部組織改正に伴う移管事務	13
(3)	川口市の青少年の現状について	15
(4)	「令和元年度いじめから子どもを守る委員会活動状況報告書」 について	20

2 協議事項

・	新しい生活様式における青少年活動について	20
---	----------------------	----

1 報告事項

(1) 川口市青少年問題協議会について

川口市青少年問題協議会概要

設置根拠法令等	地方青少年問題協議会法・川口市青少年問題協議会条例		
設置年月日	昭和30年4月1日		
所掌事務	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。		
委員数・任期	15人・2年（任期:令和元年6月1日～令和3年5月31日）		
委員の氏名	氏名 <small>※敬称略</small>	備考	
	齋野 祐子	公募市民	市民
	高橋 陽子	公募市民	
	小野寺 秀明	川口市青少年団体連絡協議会	青少年関係団体
	富田 政弘	川口市少年軟式野球連盟	
	亀田 照美	川口市青少年育成推進員協議会	
	田中 隆行	川口機械工業協同組合	
	赤地 久美	川口市民生委員児童委員協議会	
	豊嶋 伸次	川口市PTA連合会	
	渡辺 光子	川口地区保護司会	
	二瓶 亮	川口商工会議所青年部	
	菊地 美代子	川口商工会議所女性会	
	竹村 久	川口警察署生活安全課	
	田中 崇	武南警察署生活安全課	
	小野 毅	中学校長会	知識経験者
板橋 利行	小学校長会		

(設 置)

第 1 条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

(所掌事務)

第 2 条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
- (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組 織)

第 3 条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(相互の連絡)

第 4 条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経 費)

第 5 条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第 6 条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

附 則 (略)

○川口市青少年問題協議会条例

昭和53年3月30日

条例第58号

改正 昭和55年6月27日条例第18号

平成12年6月29日条例第42号

平成26年3月20日条例第4号

平成27年3月11日条例第21号

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づき、川口市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（平成12条例42・一部改正）

(委員)

第2条 委員の数は、15人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 青少年関係団体から選出された者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 知識経験者

（平成26条例4・追加）

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平成26条例4・旧第2条繰下）

(会長)

第4条 会長は、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

（平成26条例4・一部改正）

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平成26条例4・追加)

(関係者の出席及び資料の提出)

第6条 協議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(平成26条例4・旧第5条繰下・一部改正)

(専門委員)

第7条 協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、当該事項について専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときに、解任されるものとする。

(平成26条例4・追加)

(幹事)

第8条 協議会に幹事若干人を置き、市長が関係行政機関の職員及び市職員のうちから委嘱又は任命する。

2 幹事は、協議会の所掌事務について、会長、委員及び専門委員を補佐する。

(平成26条例4・旧第6条繰下)

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、子ども部において処理する。

(昭和55条例18・一部改正、平成26条例4・旧第7条繰下、平成27条例21・一部改正)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長

が協議会に諮って定める。

(平成12条例42・一部改正、平成26条例4・旧第8条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

(川口市青少年問題協議会設置条例の廃止)

- 2 川口市青少年問題協議会設置条例(昭和35年条例第1号)は、廃止する。

附 則(昭和55年6月27日条例第18号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和55年7月1日から施行する。

附 則(平成12年6月29日条例第42号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成26年3月20日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の川口市青少年問題協議会条例第1条の規定により設置された川口市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)の会長である者及び協議会の委員である者は、この条例による改正後の川口市青少年問題協議会条例第4条第1項の規定により選任され、又は同条例第2条第2項の規定により委嘱されたものとみなす。

(2) 川口市の青少年対策について

◆第5次川口市総合計画の位置づけ

《めざす姿》 「Ⅱ 子どもから大人まで“個々が輝くまち”」

《施 策》 「2 子どもの成長をサポートする基盤づくり」

【基本方針】

学校・家庭・地域と行政が相互に補完・連携しながら、さまざまな社会経験の場や見守りの機会を増やし、子どもの成長をサポートする基盤をより強固なものにしていく。

《単位施策》 「① 学校の教育力向上」

「② 地域の教育力・健全育成活動の充実」

《単位施策と主な取り組み》

② 地域の教育力・健全育成活動の充実

1 学校における学習活動や安全確保、環境整備などのボランティアを行う学校応援団へ保護者や地域住民の参加を促し、学校・家庭・地域が一体となった子どもの育成を推進する。

2 子どもが生きる力を身につけ、将来、自立した社会生活が営めるよう、各種体験事業などを実施する。また、地域活動やボランティア活動、世代間交流などへの積極的な参加を促し、地域への愛着や連帯意識、他者を思いやる心などを育てる。

3 子どもに体験活動の機会を提供する青少年団体の活動を促進し、指導者の養成や資質向上に努める。

4 学校・家庭・地域などと連携し、子どもや若者を非行や犯罪から守り、健全な育成に望ましい環境づくりを推進する。また、市民意識の高揚を図るため、啓発活動などを継続的に展開する。

5 困難を抱える子どもや若者を社会全体で支援する体制づくりを推進する。

- ※ 1 学校
2～5 青少年対策室

ア 令和2年度青少年対策室事業の事業状況

	事業名	日時・場所
1	公民館地区青少年育成協議会 会長・事務局長合同会議	5月20日(水) 14:00- (書面開催) 川口市役所 601会議室
2	青少年育成推進員協議会	5月21日(木) 14:00- (書面開催) 川口市役所 601会議室
3	指導者養成講習会 (青年ボランティア養成講習会)	2事業開催 (中止) [春]青少年まつり 6月7日(日) [秋]七つの祝い 10月11日(祝)
4	青少年まつり	6月7日(日) 10:00- グリーンセンター (中止)
5	青少年問題協議会	(書面開催)
6	通学合宿	①7月1日(水)-4日(土) 領家公民館 (中止) ※事前研修会 6月21日(日) (中止) ②9月30日(水)-10月3日(土) 芝公民館 (中止) ※事前研修会 9月19日(日) (中止)
7	愛のひと声・あいさつ運動	7月1日(水)-8月31日(月) (強調期間設定せず)
8	青少年非行防止キャンペーン	[夏]7月9日(木) 17:30- 川口駅頭 (中止) [秋]11月10日(火) 16:00- 川口リリア 催し広場
9	子ども自然体験村	8月16日(日)-18日(火) 小平の里 (中止) (群馬県みどり市) ※事前研修会 8月2日(日) (中止)
10	七つの祝い	10月11日(日) 11:00- グリーンセンター
11	いじめ撲滅・児童虐待防止 キャンペーン	11月5日(木) 16:30- 川口駅頭
12	おかめ市街頭補導	12月15日(火) 川口神社 12月19日(木) 飯塚氷川神社 12月20日(日) 鳩ヶ谷氷川神社 } (規模縮小) 補導本部 設置せず
13	親と子の音楽会	2月28日(日) 14:00- リリア 音楽ホール (中止)
14	明るい街づくり運動推進大会	3月6日(土) 14:00- リリア 音楽ホール (規模縮小)
15	三市青少年の船 ※担当:戸田市	結団式 3月7日(日) 10:00- (中止) 研修会 3月下旬(3泊4日) (中止)
16	いじめ防止推進事業	いじめ相談窓口 面接相談 (要予約) 毎月第1~3週の木曜日/午後 川口市役所第2庁舎内会議室 ※電話窓口 048-258-4093 8:30 - 17:15受付 (土・日、祝日、年末年始を除く) メール mamoru@city.kawaguchi.saitama.jp

イ 令和2年度事業の概要と課題

単位施策と主な取り組み ②-2

子どもが生きる力を身につけ、将来、自立した社会生活が営めるよう、各種体験事業などを実施する。また、地域活動やボランティア活動、世代間交流などへの積極的な参加を促し、地域への愛着や連帯意識、他者を思いやる心などを育てる。

- 1 子ども自然体験村（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止）
 - 【概要】 野外生活を通して、自然や環境への理解を深めるとともに、異年齢の人たちとの共同生活の中で、自主性、協調性、忍耐力、社会性、思いやりの心を育むことを目的とし、実施するもの。
 - 【当初予定】 令和2年8月16日～18日／小平の里（群馬県みどり市）
参加者 小中学生40人
 - 【課題】 リーダーとなる若手キャンプ指導者の確保、現場における安全性の更なる確保
 - 【予算】 1,431,170円

- 2 通学合宿（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止）
 - 【概要】 親元を離れ、共同生活をしながら通学することにより、家族の大切さを理解し、「生きる力」を身に付けることを目的として実施するもの。運営にあたっては、地域との連携を重視し、子どもたちが誇りや愛着を持てる地域づくりが実現できることを目指すもの。
 - 【当初予定】 令和2年 7月 1日～ 7月 4日／領家公民館 参加者20人
令和2年 9月30日～10月 3日／芝公民館 参加者20人
参加対象者 小学4年生～6年生
 - 【課題】 生活指導者の確保、実施可能な地域や学校に制限（入浴施設等の減少）
 - 【予算】 713,030円

3 七つの祝い

- 【概要】 来春、小学校に入学する子どもを招待し、青少年団体によるステージ等で、健やかな成長を祝福するもの。
- 【実績】 令和2年10月11日／グリーンセンター
参加対象幼児 721人
- 【課題】 参加者増加に向けたPR方法等
- 【予算】 1,294,650円

4 親と子の音楽会（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止）

- 【概要】 親子が音楽を通してふれ合うことにより、子どもの情操を養い、親子の信頼関係と温かい家庭環境の構築に資することを目的とし、実施するもの。
- 【当初予定】 令和3年2月28日／川口総合文化センターリリア
- 【課題】 同一事業を長年実施していることによる新規性の乏しさ
- 【予算】 532,250円

単位施策と主な取り組み ②-3

子どもに体験活動の機会を提供する青少年団体の活動を促進し、指導者の養成や資質向上に努める。

- ### 1 青少年指導者養成講習会（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止）
- 【概要】 青少年活動に役立つ技術講習を通して、指導者の能力と資質の向上を図り、地域の青少年団体のリーダーを養成し、青少年活動の活性化を図るもの。
- 【課題】 青少年のリーダーとしての内面的な意識の向上、事業の定着及び周知
- 【予算】 94,000円

単位施策と主な取り組み ②-4

学校・家庭・地域などと連携し、子どもや若者を非行や犯罪から守り、健全な育成に望ましい環境づくりを推進する。また、市民意識の高揚を図るため、啓発活動などを継続的に展開する。

1 青少年非行防止キャンペーン

【概要】 青少年の非行防止、並びに犯罪の未然防止を図るため、警察、行政及び青少年団体等が相互に協力、連携し、啓発活動を実施することで、青少年の健全育成を推進する。

【実績】 講演会

・笠松 将成 国立武蔵野学院教務課第3寮長

「非行少年の心の中」

～家庭的な雰囲気の中での「育て直し」～

・並木 茂夫 NPO法人青少年健康力サポートラボ・ジャパン副理事長

「我が国における薬物乱用の実態と動向」

～青少年への理解と対応～

令和2年11月10日／川口総合文化センターリリア

参加者50人

【課題】 例年の駅頭での啓発活動キャンペーンは活動の時間と場所が限定的。本年度実施の講演会はコロナウイルス感染症対策により参加者を限定したが、今後はより効果的な開催方法を検討する必要がある。

【予算】 70,330円

2 愛のひと声・あいさつ運動

【概要】 青少年の犯罪や非行を防止し、健全に育成するため、地域で見守り、あいさつを交わす習慣をつくる運動を実施するもの。

【実績】 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため強調期間を設定せず安全第一の活動を依頼した。

【課題】 実施団体への事業の趣旨等の周知、より一層の参加者の確保

【予算】 0円

3 おかめ市街頭補導

【概要】 青少年を犯罪や非行、事故等から守るため、毎年12月に開催されるおかめ市周辺のパトロール及び補導活動を実施するもの。

【実績】 令和2年12月15日／川口神社

12月19日／飯塚氷川神社

12月20日／鳩ヶ谷氷川神社

※規模縮小のため市として補導本部開設せず

【課題】 関係団体、関係機関との更なる協力・連携

【予算】 0円

4 明るい街づくり運動推進大会

【概要】 青少年育成委員や青少年団体の指導者等が一堂に会し、青少年の健全育成と取り組みの一層の進展を期するもの。

【当初予定】 令和3年3月6日

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から大会は実施せず、表彰式のみ3月31日(水)市長公室にて行う予定。

【課題】 地域における健全育成活動の活性化

【予算】 1,365,918円

5 小・中学生作文コンクール

【概要】 小・中学生が感じたことや日常考えていることを作文にまとめ、自分の存在や社会との関わりについて認識させるとともに、青少年に対する市民の理解を深めることを目的とし、実施するもの。

【実績】 作品数 小学生1,674作品、中学生96作品
(うち入賞28作品)

【課題】 応募学校の偏り、応募作品数・応募校数ともに減少傾向

【予算】 91,965円

単位施策と主な取り組み ②-5

困難を抱える子どもや若者を社会全体で支援する体制づくりを推進する。

1 いじめ防止推進事業

【概要】 平成29年4月に施行された「川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例」に基づき、「川口市いじめから子どもを守る委員会」を設置し、いじめに関する相談に対応して、必要な調査及び調整を行う。

【実績】 令和2年度相談ケース数 7ケース(令和3年2月末現在)

※6ケースは、面談には至らず、電話での対応で終了している。

残り1ケースは、委員面接したところ、すでに適切な対応がとられていることが確認できたため、一旦終了とした。

【課題】 学校現場での初期対応、本委員会のいじめ相談窓口の周知、相談体制の充実

【予算】 2,911,000円

ウ 令和3年度青少年対策室事業予定

	事業名	日時・場所
1	青少年育成推進員協議会	5月13日(木) 14:00- SKIPシティ多目的ホール
2	公民館地区青少年育成協議会 会長・事務局長合同会議	5月20日(木) 14:00- SKIPシティ多目的ホール
3	指導者養成講習会 (青年ボランティア養成講習会)	救命講習・講演会
4	青少年まつり	中止
5	青少年問題協議会	年2回
6	青少年非行防止キャンペーン	[夏] 7月 8日(木) 17:30- 川口駅頭 [講演会] 11月 2日(火) 14:00- SKIPシティ多目的ホール
7	愛のひと声・あいさつ運動	7月 1日(木) - 8月31日(火) ※強調期間
8	子ども自然体験村	8月17日(火) - 19日(木) 小平の里 (群馬県みどり市) ※事前研修会 8月1日(日)
9	通学合宿	①6月23日(水) - 6月26日(土) 場所未定 ※事前研修会 6月13日(日) ②9月29日(水) - 10月 2日(土) 場所未定 ※事前研修会 9月20日(月・祝)
10	七つの祝い	10月10日(日) 11:00- グリーンセンター
11	いじめ撲滅・児童虐待防止 キャンペーン	11月11日(木) 16:30- 川口駅頭
12	おかめ市街頭補導	12月15日(水) 川口神社 12月19日(日) 飯塚氷川神社 12月25日(土) 鳩ヶ谷氷川神社
13	親と子の音楽会	2月27日(日) 14:00- リリア 音楽ホール
14	明るい街づくり運動推進大会	3月12日(土) 14:00- リリア 音楽ホール
15	三市青少年の船	未定
16	いじめ防止推進事業	いじめ相談窓口 面接相談(要予約) 毎月第1~3週の木曜日/午後 川口市役所第2庁舎内会議室 ※電話窓口 048-258-4093 8:30 - 17:15受付(土・日、祝日、年末年始を除く) メール mamoru@city.kawaguchi.saitama.jp

エ 令和3年度子ども部組織改正に伴う移管事務

移管した理由・経緯

これまで青少年対策室が対象としてきた事業に対し、対象年齢を乳幼児まで広げ、一体的かつ切れ目ない青少年の健全育成を推進、支援するとともに、子どもの居場所づくりを集約するため、部内で協議し決定した。

1 アドベンチャープレイ事業

【概要】 あそびは子どもの成長に欠かせないものであるが、近年、都市化・核家族化が進む中、遊べない子・遊ばない子が増え、またあそびそのものの貧困さも目立ち、子どもたちの心身の発達に大きな影響が生じている。

このようなことから、子どもたちの中に、豊かなあそびを復活させ、子どもたちの冒険心・好奇心を刺激し、自主性・創造性・社会性を高めるアドベンチャープレイ事業を実施し、児童の健全な育成を図ることを目的とし、実施するもの。

【内容】 前川第6公園、南平児童交通公園において、あそびの提供や遊具の貸し出し、わんぱくまつりなどのイベントの実施等

2 児童遊園

【概要】 児童福祉法第40条に基づく児童厚生施設で、児童に健全な遊びの環境を与え、個別及び集団指導を行うことによって、参加する児童の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とするもの。

【内容】 市内6か所に児童遊園を設置し、ブランコ等遊具を配置。

3 児童センター運営事業

【概要】 児童に健全な遊びの環境を与え、個別及び集団指導を行うことによって、参加する児童の健康を増進し、情操を豊かにすると共に子供会・母親クラブ等と積極的な連携を図り、地域の児童育成のため組織活動を助長することを目的とし、実施するもの。

【内容】 南平・芝・戸塚児童センターを設置し、委託にて管理運営を実施。

4 鳩ヶ谷こども館事業

【概要】 児童センターと同様に、0歳から18歳未満の児童を対象とし、児童に健全な遊びの環境を与え、個別及び集団指導を行うことによって、参加する児童の健康を増進し、情操を豊かにすると共に、地域の児童育成を助長することを目的とし、実施するもの。

【内容】 委託にて管理運営を実施。

5 子どもの生活・学習支援事業

【概要】 生活困窮世帯、母子家庭及び父子家庭は、家族の養育や健康面の不安など生活の中に多くの問題を抱えているため、生活の中で直面する諸問題の解決と子どもの生活・学習支援を図り、地域での生活を総合的に支援し自立した生活を確保することや貧困の連鎖の防止を目的とし、実施するもの。

【内容】

- 1 学習支援
- 2 相談事業
- 3 食事の提供
- 4 就労体験・ボランティア体験の実施

【対象者】 生活保護世帯、就学援助世帯、ひとり親世帯に属する小学3年生から高校3年生までの児童及び保護者

【実施手法】 公募型プロポーザルを実施し、民間事業者への委託により実施

(3) 川口市の青少年の現状について

1 人口について

◆人口・世帯数・人口動態の推移（平成 22-令和 2 年）

単位：人・世帯

	人口	世帯	対前年 人口増減数	自然動態		社会動態	
				出生	死亡	転入等	転出等
平成							
22 年	515,038	229,926	3,837	4,856	3,648	28,231	27,306
23 年	517,171	232,550	2,133	4,763	3,937	27,219	27,937
24 年	579,021	260,715	61,850	5,252	4,532	30,212	29,101
25 年	580,852	259,048	1,831	5,291	4,575	30,494	28,073
26 年	583,989	262,302	3,137	5,140	4,592	31,597	26,929
27 年	589,205	266,902	5,216	5,327	4,858	31,758	28,748
28 年	592,684	270,957	3,479	5,207	4,767	31,344	28,973
29 年	595,495	274,870	2,811	4,954	5,036	34,034	29,397
30 年	600,050	280,069	4,555	4,833	5,256	34,076	29,865
31 年	603,838	285,043	3,788	4,706	5,460	34,385	30,364
令和 2 年	607,105	290,037	3,267	-	-	-	-

※人口・世帯は 1 月 1 日現在の日本人と外国人の合計

(川口市統計資料)

※人口動態は各年 1 月 1 日-12 月 31 日

※平成 23 年 10 月 11 日川口市・鳩ヶ谷市合併

◆家族類型別一般世帯数・人員と 18 歳未満親族のいる一般世帯数・人員

単位：世帯・人

	一般世帯				
	世帯数	世帯人員	18 歳未満の親族のいる一般世帯		
			世帯数	世帯人員	18 歳未満親族人員
親族のみの世帯	157,408	476,233	55,288	212,988	89,316
核家族世帯	141,573	409,988	48,787	179,768	79,139
核家族以外の世帯	15,835	66,245	6,501	33,220	10,177
非親族を含む世帯	3,172	8,025	351	1,549	547
単独世帯	84,324	84,324	110	110	110
総数	※245,502	※570,434	55,749	214,647	89,973

※世帯数・世帯人員の総数には不詳分含む

(平成 27 年 国勢調査)

※一般世帯 ・住居と生計を共にしている人の集まり

・一戸を構えて住んでいる単身者

・間借り・下宿などの単身者

・会社などの独身寮の単身者

◆地区別人口・世帯数・30歳未満人口（令和2年）

単位：人・世帯

	人口 (世帯数)	平均 年齢		30歳未満人口				
				0-6歳	7-12歳	13-15歳	16-18歳	19-29歳
川口市	607,105 (290,037)	44.69 歳	175,411 (28.89%)	34,889	30,909	15,541	15,945	78,127
中央	43,226 (22,075)	43.23 歳	12,270 (28.30%)	2,697	1,961	952	889	5,584
横曽根	72,418 (39,448)	42.96 歳	21,989 (30.70%)	4,105	3,096	1,511	1,579	11,698
青木	79,283 (38,614)	45.61 歳	21,978 (27.78%)	4,257	3,688	1,910	2,097	10,026
南平	64,762 (30,553)	44.52 歳	18,562 (28.51%)	3,673	3,644	1,795	1,756	7,694
新郷	39,882 (17,568)	46.88 歳	10,582 (26.53%)	2,117	2,234	1,092	1,188	3,951
神根	51,909 (22,799)	46.50 歳	14,479 (27.89%)	2,712	2,980	1,504	1,697	5,586
芝	82,469 (42,551)	45.88 歳	22,747 (27.71%)	4,360	3,278	1,761	1,909	11,439
安行	38,027 (15,649)	43.38 歳	11,495 (30.50%)	2,725	2,473	1,162	1,231	3,904
戸塚	69,924 (30,306)	40.78 歳	22,715 (32.97%)	5,052	4,268	2,000	2,139	9,256
鳩ヶ谷	65,205 (30,474)	45.26 歳	17,976 (27.73%)	3,777	3,565	1,668	1,634	7,332

※人口・世帯は1月1日現在の日本人と外国人の合計

(川口市統計資料)

2 少年非行の現状について

非行少年補導（検挙）状況

平成31年1月～令和元年12月 下段（ ）内は前年数値
 ※人数については令和2年3月現在の暫定値

		補導（検挙）数（人）			構成比（％）			摘 要
		川 口 警察署	武 南 警察署	計	川 口 警察署	武 南 警察署	計	
非 行 少 年	犯 罪 少 年	刑 法 犯	50 (72)	26 (39)	76 (111)	8.4 (9.0)	3.3 (4.8)	5.5 (6.9)
		特別法犯	9 (7)	4 (3)	13 (10)	1.5 0.9	0.5 (0.4)	0.9 (0.6)
		計	59 (79)	30 (42)	89 (121)	9.9 (9.9)	3.8 (5.1)	6.4 (7.5)
	触 法 少 年	刑 法 犯	18 (14)	6 (14)	24 (28)	3.0 (1.8)	0.8 (1.7)	1.7 (1.7)
		特別法犯	1 (0)	1 (3)	2 (3)	0.2 (0.0)	0.1 (0.4)	0.1 (0.2)
		計	19 (14)	7 (17)	26 (31)	3.2 (1.8)	0.9 (2.1)	1.9 (1.9)
	ぐ 犯 少 年	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0.0 (0.0)	0.1 (0.1)	0.1 (0.1)	
	小 計	78 (93)	38 (60)	116 (153)	13.2 (11.7)	4.8 (7.3)	8.4 (9.5)	
	不良行為少年		515 (704)	756 (760)	1271 (1464)	86.8 (88.3)	95.2 (92.7)	91.6 (90.5)
	合 計		593 (797)	794 (820)	1387 (1617)	100 (100)	100 (100)	100 (100)

資料提供：川口警察署・武南警察署

非 行 少 年……犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年

犯 罪 少 年……罪を犯した14歳以上20歳未満の少年

○刑法犯少年……刑法の各本条に定められている行為（交通関係を除く。）をした少年

○特別法犯少年……刑法及び道路交通法以外の法令に違反する行為をした少年

触 法 少 年……14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年

ぐ 犯 少 年……性格、環境に照らして将来罪を犯し、または、刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年

不良行為少年……非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、その他自己または他人の徳性を害する行為をしている少年

罪 種 別 非 行 状 況

1 犯罪少年（刑法に規定する罪を犯した14歳以上20歳未満の少年） 単位：人

平成31年1月～令和元年12月 下段()内は前年数値
※人数については令和2年3月現在の暫定値

	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	計	摘 要
川口警察署 管内	4 (1)	11 (12)	20 (37)	6 (5)	1 (1)	8 (16)	50 (72)	
武南警察署 管内	0 (6)	3 (4)	18 (14)	2 (6)	0 (1)	3 (8)	26 (39)	
合 計	4 (7)	14 (16)	38 (51)	8 (11)	1 (2)	11 (24)	76 (111)	

2 触法少年（刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年） 単位：人

平成31年1月～令和元年12月 下段()内は前年数値
※人数については令和2年3月現在の暫定値

	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	計	摘 要
川口警察署 管内	2 (1)	5 (3)	8 (5)	0 (0)	0 (0)	3 (5)	18 (14)	
武南警察署 管内	0 (0)	2 (0)	3 (11)	0 (0)	0 (0)	1 (3)	6 (14)	
合 計	2 (1)	7 (3)	11 (16)	0 (0)	0 (0)	4 (8)	24 (28)	

資料提供：川口警察署・武南警察署

不良行為別状況

平成31年1月～令和元年12月 下段()内は前年数値
 ※人数については令和2年3月現在の暫定値

行為種別	補導(検挙)数(人)			構成比(%)			摘要
	川口警察署	武南警察署	計	川口警察署	武南警察署	計	
飲酒	6 (9)	5 (4)	11 (13)	1.2 (1.3)	0.7 (0.5)	0.9 (0.9)	
喫煙	22 (48)	23 (35)	45 (83)	4.3 (6.8)	3.0 (4.6)	3.5 (5.7)	
薬物乱用	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	
刃物等所持携帯	2 (0)	0 (0)	2 (0)	0.4 (0.0)	0.0 (0.0)	0.2 (0.0)	
粗暴行為	25 (29)	36 (17)	61 (46)	4.9 (4.1)	4.8 (2.2)	4.8 (3.1)	
金品不正要求	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0.2 (0.0)	0.0 (0.0)	0.1 (0.0)	
深夜はいかい	375 (426)	652 (673)	1027 (1099)	72.8 (60.5)	86.2 (88.6)	80.8 (75.1)	
家出	21 (7)	3 (7)	24 (14)	4.1 (1.0)	0.4 (0.9)	1.9 (1.0)	
無断外泊	2 (2)	3 (1)	5 (3)	0.4 (0.3)	0.4 (0.1)	0.4 (0.2)	
不健全性的行為	1 (4)	1 (3)	2 (7)	0.2 (0.6)	0.1 (0.4)	0.2 (0.5)	
性的いたづら	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	
不良交友	0 (0)	0 (6)	0 (6)	0.0 (0.0)	0.0 (0.8)	0.0 (0.4)	
怠学	3 (19)	13 (5)	16 (24)	0.6 (2.7)	1.7 (0.7)	1.3 (1.6)	
不健全娯楽	46 (147)	0 (1)	46 (148)	8.9 (20.9)	0.0 (0.1)	3.6 (10.1)	
金品持出し	7 (11)	17 (7)	24 (18)	1.4 (1.6)	2.2 (0.9)	1.9 (1.2)	
暴走行為	3 (2)	3 (1)	6 (3)	0.6 (0.3)	0.4 (0.1)	0.5 (0.2)	
その他	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0.2 (0.0)	0.0 (0.0)	0.1 (0.0)	
合計	515 (704)	756 (760)	1271 (1464)	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)	

資料提供：川口警察署・武南警察署

(4) 「令和元年度いじめから子どもを守る委員会活動状況 報告書」について

- ・別添資料参照

2 協議事項

・新しい生活様式における青少年活動について

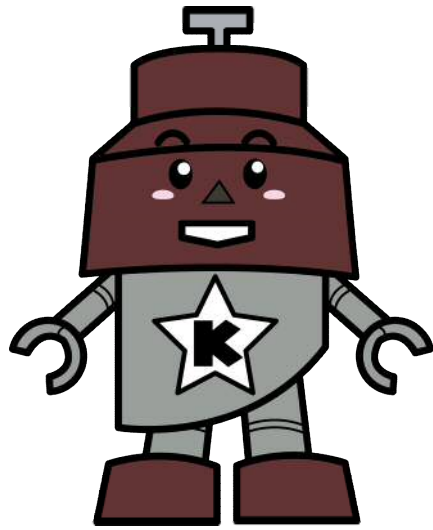
青少年対策室にて行っている事業について、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため大半の事業が中止となりました。

コロナの終息が見えない状況の中、青少年活動の実施方法や内容等検討する必要があると考えております。

今後、川口市が主催として実施する事業を協議する際の参考とするため、どのような青少年活動が実施できるのか、3つ程度、皆様から案としてご意見等をいただきたいと思います。誠に恐縮ではございますが、別紙（任意の様式でも可）にご意見等を記載のうえ、ご返送下さいますようお願い申し上げます。

また、今回の報告事項についてのご意見等がございましたら、あわせてご記入のほどお願いいたします。

ご回答いただいた内容につきましては取りまとめの上、後日、送付させていただきます。



川口市マスコット
「きゅぼらん」